

Weekly Report

第647号
令和4年4月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属から住宅の新築、取得又は増改築等に充てるための金銭(住宅取得等資金)の贈与を受けた場合に一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置は、令和4年度税制改正により非課税限度額の引下げなどの見直しが行われました。

◆本年1月以後の非課税限度額や要件等

本年1月～令和5年12月までの間に、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額や主な要件などは、以下のようになります。

◎非課税限度額……受贈者ごとに、省エネ等住宅の場合は1千万円、それ以外の住宅の場合は500万円まで非課税となります。

◎受贈者の要件……贈与を受けた年の1月1日において18歳以上(本年3月以前の贈与については20歳以上)であり、その年分の合計所得金額が2千万円以下(新築等をする住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1千万円以下)の方です。

◎住宅用家屋の要件……対象となる住宅は登記簿

上の床面積(マンションなどの区分所有建物は専有部分)が40㎡以上240㎡以下で、床面積の1/2以上が受贈者の居住の用に供されるものです。なお、中古住宅の築年数要件が廃止となり、昭和57年以降に建築又は耐震基準に適合する住宅が対象となります。

◎居住期限……贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する又は同日後遅滞なく居住することが見込まれる必要があります(贈与を受けた年の翌年末までに居住していない場合は原則、適用できません)。

◎申告手続き……贈与を受けた金額が非課税限度額以下の場合でも、非課税措置の適用を受けるには贈与税の申告期限内に申告書等の提出が必要です。

IT導入補助金のデジタル化基盤導入枠

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等がITツールを導入する経費の一部を補助するもので、令和3年度補正予算により「デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型)」が新設されています。

デジタル化基盤導入類型は、令和5年10月から実施されるインボイス制度への対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進するため、会計・受発注・決済・ECソフトの導入費用を補助するもので、補助額は5万～350万円、補助率は3/4(補助額50万円超の部分は2/3)となります。

これに加えてPC・タブレット等やレジ・券売機等のハードウェアの導入費用も対象となります。

★★★5月のチェックポイント★★★

※GW休業中の業務日程を取引先と確認します。また、休暇中の従業員には引き続きコロナへの感染対策を徹底するよう指示します。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買い換え・廃車等の有無をチェックして納付期限を確認します。